

解体工事業者登録申請等の手引



申請書の受付

- 1 場 所
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
(都庁第二本庁舎3階南側)
- 2 時 間 月曜日 ～ 金曜日(土日、休日は除く)
午前9:00 ～ 午後5:00
(新規の申請はなるべく午後4:00までにお願いします)

(注) 変更届等一部の手続きについて、郵送による受付を行います。詳細はP8

目 次

目的	1
1 解体工事業とは	
(1) 登録を必要とする者（解体工事業者）	1
(2) 技術管理者の設置	1
(3) 技術管理者の要件	2
2 申請手続	
(1) 登録の申請＜新規＞	3
(2) 登録の更新	3
(3) 変更の届出	4
(4) 廃業等の届出	4
(5) 抹消の届出	4
(6) その他	4
3 標識の掲示	5
4 帳簿の備付け等	6
別表（届出書類一覧）	
(1) 窓口において申請が必要なもの	7
(2) 郵送及び窓口で受け付けられるもの	8
記入要領と記入例	
(1) 解体工事業登録申請書の記入要領と記入例	9
(2) 誓約書の記入要領と記入例	12
(3) 実務経験証明書の記入要領と記入例	12
(4) 登録申請者の調書の記入要領と記入例	14
(5) 役員等氏名一覧表の記入要領と記入例	16
(6) 解体工事業登録事項変更届出書の記入要領と記入例	17
(7) 建設業許可取得通知書の記入要領と記入例	18
(8) 解体工事業廃業等届出書の記入要領と記入例	19
解体工事業者登録簿の閲覧	20
解体工事業者登録証明書の発行	20
変更届等の郵送受付	20
申請書類の入手案内	21

解体工事業者の登録について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。通称「建設リサイクル法」。以下「法」という。)により、解体工事を営もうとする者は知事の登録を受けなければならないことになっています。この手引は、登録の手続などについて、簡単にまとめたものです。この法律の主旨を十分ご理解の上、この手引を参考にして手続をしてください。

目 的

特定の建設資材（コンクリート・木材・アスファルト）について、その分別解体等及び再資源化を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業について登録制度を実施することにより、再資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

- 1 解体工事業とは  建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいいます。

(1) 登録を必要とする者（解体工事業者）（法第21条第1項）

解体工事業を営もうとする者は、元請・下請の別にかかわらず、その業を行おうとする区域を管轄する知事の登録を受けなければなりません。

（営業所を置かない都道府県であっても、当該区域内で解体工事を行う場合には当該区域を管轄する知事の登録を受けなければなりません。）

なお、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業の建設業許可を受けた者は解体工事業者の登録の必要はありません。

また請負金額が500万円以上の解体工事を行う者は、建設業法に基づき建設業許可（とび・土工工事業）が必要となります。

(2) 技術管理者の設置（法第31条）

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を選任しなければなりません。

技術管理者は、建築物等の構造・工法、周辺の土地利用状況等を踏まえた解体方法や機械操作等に関する知識・技術等の必要最低限の知識・技術を備えた者をいいます。

(3) 技術管理者の要件

次のいずれかに該当する者

A 次のいずれかに該当する者	
1) 大 学	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
2) 高等専門学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
3) 高等学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
4) 中等教育学校 ^{注2)}	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
5)	解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者
B 次のいずれかの資格を有する者	
6)	1級建設機械施工技士 ^{注3)}
7)	2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る） ^{注3)}
8)	1級土木施工管理技士 ^{注3)}
9)	2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る） ^{注3)}
10)	1級建築施工管理技士 ^{注3)}
11)	2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る） ^{注3)}
12)	1級建築士 ^{注4)}
13)	2級建築士 ^{注4)}
14)	1級のとび・とび工の技能検定に合格した者 ^{注5)}
15)	2級のとび又はとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ^{注5)}
16)	技術士（2次試験のうち建設部門に合格した者に限る） ^{注6)}
C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は登録した講習を受講した者	
17) 大 学	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
18) 高等専門学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
19) 高等学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
20) 中等教育学校 ^{注2)}	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
21)	解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者
D 国土交通大臣の登録を受けた試験に合格した者	
E 国土交通大臣が上記A～Dと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者	

注1) 土木工学科等とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいう（解体工事業に係る登録等に関する省令（以下「省令」という。）第7条第1号）。

注2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

注3) 建設業法の定めによる。 注4) 建築士法の定めによる。

注5) 職業能力開発促進法の定めによる。 注6) 技術士法の定めによる。

※C 「国土交通大臣が登録した講習」は、下記の2団体が実施する解体工事施工技術講習会が該当する（省令第7条第2号）。

※D 「国土交通大臣が登録を受けた試験に合格した者」には、下記の2団体が実施する解体工事施工技士の試験に合格した者が該当する（省令第7条第3号）。

・公益社団法人全国解体工事業団体連合会：中央区八丁堀4-1-3

TEL 03-3555-2196

・(株)日本解体工事技術協会

：平成20年12月31日廃止

受講修了証や合格証明書の再発行などの事務の一部については公益社団法人全国解体工事業団体連合会に引き継がれています。

2 申請手続

(1) 登録の申請 〈新規〉（法第22条第1項）

解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければなりません。

- ア 商号、名称又は氏名及び住所
- イ 営業所の名称及び所在地
- ウ 法人である場合は、その役員氏名
役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしているもの（個人であるものに限る。）を含む。
- エ 未成年者の場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- オ 法第31条に規定する技術管理者の氏名

※申請書類及び提出書類は、別表（P7）のとおりです。

注 意

次の事項に該当する者又は、登録申請書等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったときには、登録が拒否されますので注意して下さい。

（法第24条）

登録を受けられない条件（登録を拒否される事由）

1	解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
2	解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
3	解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
4	建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
5	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの。
6	解体工事業者が法人の場合で、役員の中に、上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき
7	解体工事業者が未成年で、法定代理人を立てている場合、法定代理人が上記1～5のいずれかに該当するとき
8	技術管理者を選定していない者

(2) 登録の更新（法第21条第2項）

登録の有効期間は5年です。引き続き解体工事業を営もうとする者は、有効期間満了の2か月前から30日前までに更新の手続をする必要があります。

更新の申請書類については、新規（登録）の申請の場合と同じです。

※申請書類及び添付書類は、別表（P7）のとおりです。

※更新申請の「登録通知書」は、有効期限満了日の翌日以後に郵送いたします。

(3) 変更の届出（法第25条第1項）

解体工事業者は、法第22条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届出なければなりません。

※申請書類及び添付書類は、別表（P7）のとおりです。

(4) 廃業等の届出（法第27条）

解体工事業者が、次の各号の一に該当することになった場合は、30日以内に、その旨を知事に届出なければなりません。

- ア 死亡した場合 その相続人
- イ 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- ウ 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- エ 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- オ 解体工事業を廃止した場合 解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人の役員

※申請書類及び添付書類は、別表（P8）のとおりです。

(5) 抹消の届出

解体工事業者の登録を受けた後、建設業法に基づく、土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業の許可を受けた者は、「建設業許可取得通知書」を提出してください。

※申請書類及び添付書類は、別表（P8）のとおりです。

(6) その他

① 登録手数料

解体工事業者の登録に当たっては、次の手数料が必要となります。

ア 登録手数料（新規） 45,000円

イ 〃 （更新） 26,000円

ウ 変更届・廃業届等については、手数料は必要ありません。

いずれも現金で納入してください

※なお、申請書を提出し、受付された後に取り下げる場合については、納入した手数料を還付することはできませんのであらかじめご了承ください。

② 提出部数 正・副 それぞれ1部

③ 上記(3)(4)(5)の届出については郵送が可能です。（P8及びP20参照）

3 標識の掲示（法第33条）

解体工事業者は、営業所及び解体工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他国土交通省令（解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「省令」という。））で定める事項を記載した下記の標識（様式第7号）を掲げなければなりません。

別記様式第7号（第8条関係）

<————— 35センチメートル以上 —————>	
解 体 工 事 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	知 事（登 ） 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
技 術 管 理 者 の 氏 名	

↑
25
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上
↓

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

4 帳簿の備付け等（法第34条）

解体工事業者は、営業所ごとに下記の帳簿（様式第8号）を備え、請け負った解体工事ごとに作成し、添付書類（請負契約書、変更請負契約書又はその写し等）とともに事業年度の終了後から5年間保存しなければなりません。

なお、帳簿の記載事項や添付書類の内容が、必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される場合は、電子計算機に備えられたファイル又は磁器ディスク、CD-ROM等に記録することで、下記の帳簿への記載や添付書類に代えることもできます。詳細については省令第9条に規定されています。

別記様式第8号（第9条関係）

（A4）

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る 技術管理者の氏名	

別 表

窓口において申請が必要なもの

注意事項

- (1) 申請書類は、正本（東京都用・原本）及び副本（申請者控・原本のコピー）を提出してください。
 (2) 住民票、商業登記簿謄本等は発行後3か月以内のものを提出してください。

	申 請 書	添 付 書 類
新 規 ・ 更 新	・解体工事業登録申請書（別記様式第1号） ・誓約書（別記様式第2号） ・登録申請者の調書（別記様式第4号） ※法人の場合は、当該法人及び役員全員の調書を作成すること ・役員等氏名一覧表 *技術管理者が実務経験者の場合 ・実務経験証明書（別記様式第3号）	① 法人…商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 役員、相談役、顧問（株主等は除く）の住民票の抄本 個人…事業主の住民票の抄本 法定代理人…法定代理人の証（左記誓約書及び登録申請者の調書） 法定代理人の住民票の抄本 未成年の申請者で法定代理人が法人… 当該法人の商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び役員の住民票 ② 技術管理者の住民票の抄本及び資格証の写（原本提示） *<u>実務経験の場合</u>で 学卒者は卒業証書の写し（原本提示） 又は卒業証明書 講習受講者は受講修了証の写し（原本提示）
変 更	① 技術管理者の変更 ・解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号） *技術管理者が実務経験者の場合 ・実務経験証明書（別記様式第3号）	・新たに選任された技術管理者の住民票の抄本 ・資格証の写し（原本提示） *<u>実務経験の場合</u>で、学卒者は卒業証書の写し（原本提示）又は卒業証明書 - 講習受講者は受講修了証の写し（原本提示）

郵送及び窓口で受け付けられるもの

	申 請 書	添 付 書 類
変 更	① 商号・名称・氏名及び住所の変更 ・解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号） ※個人から法人に変更⇒個人を廃業し、法人の新規申請 手続が必要 ② 営業所の新設、廃止、名称及び所在地の変更 ・解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号） ③ 役員の変更 ・解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号） ・誓約書（就任の場合のみ）（別記様式第2号） ・登録申請者の調書（就任した者のみ） （別記様式第4号） ・役員等氏名一覧表 ④ 法定代理人の変更 ・解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号） ・誓約書（別記様式第2号） ・新たに法定代理人になる者の調書 （別記様式第4号）	・商業登記簿謄本又は住民票の抄本 （履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本） ・登記してある場合…商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本） ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本） ・新たに役員、相談役、顧問（株主等は除く）となる者の住民票の抄本 ・新法定代理人の証（左記誓約書及び登録申請者の調書） ・新たに法定代理人になる者の住民票の抄本 ・未成年の申請者で法定代理人が法人… 当該法人の商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び役員の住民票
廃 業	① 個人の事業主の死亡 ・解体工事業廃業等届出書 （都規則 第4号様式） ② 法人が合併により消滅 ・解体工事業廃業等届出書 （都規則 第4号様式） ③ 法人が破産により解散 ・解体工事業廃業等届出書 （都規則 第4号様式） ④ 法人が②・③以外の理由により解散 ・解体工事業廃業等届出書 （都規則 第4号様式） ⑤ 解体工事業の廃止 ・解体工事業廃業等届出書 （都規則 第4号様式）	届出者：相続人 ・相続人の戸籍謄本 届出者：その法人を代表する役員であった者 ・当該役員であったことが分かる商業登記簿謄本 届出者：破産管財人 ・破産管財人の印鑑証明書 当該会社の管財人であることが分かる証明書 届出者：清算人 ・清算人の印鑑証明書 ・当該法人の清算人であることが分かる商業登記簿謄本 届出者：法人…代表者 個人…本人 ・印が変わった場合は印鑑証明書 *代表以外の役員で届出する場合 その役員個人の印鑑証明書及び当該法人の役員であることが分かる商業登記簿謄本
抹 消	・建設業許可取得通知書 （都規則 別記第1号様式）	・建設業許可通知書の写 又は建設業許可証明書（原本）

※郵送の方法については、P 2 0を参照してください。

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

東京都新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎3階

（代表）03-5321-1111

（内線）30-661, 662, 666, 671, 672

（直通）03-5388-3353～3355

記 入 要 領 と 記 入 例

(1) 解体工事業登録申請書の記入要領と記入例

<表面>

- ① 「登録の種類」の欄では、申請しようとする登録が「新規」の場合は「更新」を消し、「更新」の場合は「新規」を消します。
- ② 「※登録番号」及び「※登録年月日」は、東京都が記入する欄ですので、記入しないでください。
- ③ 「申請者」の欄には、申請書を提出する年月日と申請者（法人の場合はその代表者）の氏名を記入し、実印（法人の場合は法務局に登録されている代表者印）を押印します。東京都知事宛であることも併せて記入します。
- ④ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は、法人名、個人の場合は、本人の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。
- ⑤ 「住所」の欄には、法人の場合は、主たる営業所（本社、本店など）の所在地^{注）}を記入し、個人の場合には、本人の住所を記入します。郵便番号、電話番号も併せて記入します。
注）登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入する。
- ⑥ 「法人である場合の代表者の氏名」の欄には、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。個人で申請する場合には、この欄には記入不要です。
- ⑦ 「法人である場合の役員の氏名及び役名」の欄には、法人の役員^{注）}の氏名、役職及び常勤・非常勤の別を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。個人で申請する場合には、この欄には、記入不要です。
注）役員とは、業務を執行する社員（合名会社の社員、合資会社の無限責任社員又は合同会社の有限責任社員）、取締役（株式会社（有限会社を含む。）の取締役）、これらに準ずる者（例えば、法人格のある各種組合等の理事等）、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいいます。
- ⑧ 「申請時において既に受けている登録」の欄には、登録の更新を申請する場合に東京都で現に受けている登録番号を記入します。したがって、新規に登録を申請する場合には、この欄には記入不要です。

<裏面>

- ⑨ 「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄には、選任した技術管理者の氏名を記入します。この技術管理者は、1の（3）「技術管理者の要件」（P 2）の表に示す基準を満たした者でなければいけません。
- ⑩ 「営業所の名称及び所在地」の欄には、全ての営業所について名称・所在地・郵便番号・電話番号を記入します。営業所の名称には、カタカナで振り仮名を付けます。なお、この欄には、東京都以外に所在する営業所についても全て記入する必要があります。
主たる営業所（本社、本店）の所在地が事実上と登記上が異なる場合は、2段書きにします。
この場合、裏付資料（例、賃貸借契約書の写し）が必要です。
- ⑪ 「未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」の欄には、法定代理人の氏名と住所・郵便番号・電話番号を記入します。氏名には、カタカナで振り仮名を付けます。
- ⑫ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録申請時に、東京都以外で、既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入します。
※申請書<表面>の枠外には、何も記入しないこと。
※法人の場合には、商号、代表者の氏名及び役員の氏名は商業登記簿謄本の字で記入すること。
個人の場合には、氏名は住民票の字で記入すること。

表面

解体工事業登録申請書				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)	
登録の種類	新規・更新	※登録番号			
		※登録年月日		年 月 日	
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 年 月 日 株式会社東京解体興業 申請者 東 京 太 郎 代 表 者 印 東京都 知事 殿					
フリガナ 商号、名称又は氏名		カブシキガイシャ トウキョウカイタイロウギョウ 株式会社 東京解体興業			
住 所		郵便番号 (〇〇〇 - ●●●●) 東京都新宿区西新宿□-□ 電話番号 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名		トウキョウ タロウ 東 京 太 郎			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等					
フリガナ 氏 名		役名等（常勤・非常勤）		フリガナ 氏 名	
トウキョウ タロウ 東 京 太 郎		代表取締役（常勤）		シンジユク タロウ 新 宿 太 郎	
トウキョウ シロウ 東 京 次 郎		取締役（常勤）		シンジユク シロウ 新 宿 次 郎	
ヨトバシ カズオ 淀 橋 一 男		取締役（非常勤）		ヨトバシ ツグオ 淀 橋 次 男	
				株主等（非常勤）	
申請時において既に受けている登録					

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		分 別 寛 三		
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
ホニヤ 本 社 登 記 上 タマキョウシヨ 多 摩 営 業 所		東京都新宿区西新宿□—□ 郵便番号 (〇〇〇—●●●●) 電話番号 (03) 〇〇〇〇—〇〇〇〇 東京都千代田区丸の内〇—〇		
		東京都多摩市▲▲▲△—△ 郵便番号 (〇〇〇—●●●●) 電話番号 (042) 〇〇〇—〇〇〇〇		
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代 理人が 個人で ある場 合	フリガナ 氏 名		
		住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
	法定代 理人が 法人で ある場 合	フリガナ 商号又は名称		
		住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
		フリガナ 役 員 の 氏 名		役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

(2) 誓約書の記入要領と記入例

- ① 誓約書は、登録申請者、その役員及び法定代理人が、登録を申請するに当たり2の(1)「登録を受けられない条件」(P3)の表に示す事項に該当していないことを誓約する書面です。
- ② 誓約書には、申請書を提出する年月日と申請者(法人の場合は法人と代表者)の氏名を記入し、実印(法人の場合は、法務局に登録されている代表者印)を押印します。
- ③ 申請者が、未成年である場合、「申請者」の下に法定代理人の氏名を記入し、法定代理人の印を押印します。

別記様式第2号(第4条関係)

(A4)

誓 約 書 登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に 該当しない者であることを誓約します。 年 月 日 申 請 者 株式会社東京解体興業 代表取締役 東京太郎  東京都知事 殿		
--	--	--

(3) 実務経験証明書の記入要領と記入例

- ① 実務経験証明書は、選任した技術管理者が必要な実務経験を有していることを証明する書面です。
- ② 「実務経験」とは、解体工事に関する技術上の経験をいいます。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験のことです。また、解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含みます。ただし、解体工事の現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は、実務の経験とはなりません。
- ③ 「証明者」の欄には、技術管理者の実務経験を証明する者の氏名を記入します。原則として技術管理者の使用者となります。使用者の証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄に、その理由を記載して、技術管理者の実務経験を証明できる使用者以外の者(例えば、当時の上司)の証明とすることができます。
- ④ 「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名と年月日を記入します。
- ⑤ 「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入します。
- ⑥ 「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記入した使用者に雇用されていた期間を記入します。

- ⑦ 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記入した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名を記入します。具体的には、工事主任、現場代理人、〇〇係長、〇〇課長、〇〇工事長等とします。
- ⑧ 「実務経験の内容」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間において、解体工事に携わった実務の経験を、具体的に記入します。例えば、工事名とどのような種類の構造物の解体であったのかが、明らかになるように記入します。
- ⑨ 「実務経験年数」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間内において、解体工事に係る経験期間を記入します。これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記入します。ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しないように注意します。
- ⑩ 必要となる実務経験年数を満たしていれば、技術管理者が経験した解体工事の「実務経験の内容」を、全て記入する必要はありません。所定の用紙内に記入しきれないときは、適宜用紙を追加して、必要となる実務経験年数に達するように記入します。
- ⑪ 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記入された者と、「証明者」の欄に記入された者と異なる場合をいいます。この場合、「その理由」の欄には、「会社解散のため」「事業主死亡のため」等の理由を記入します。
- ⑫ 「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者からみた被証明者（技術管理者）との関係を記入します。具体的には、社員、従業員等と記入します。
- ⑬ 下記記入例を参考に、1年分を1行になるよう必要な年数分記入します。

別記様式第3号（第4条関係）

実 務 経 験 証 明 書

(A4)

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 株式会社東京解体興業
代表取締役 東京 太郎

証明者の印

者代
印表

技術管理者の氏名	分 別 寛 三	生年月日	昭和38年7月20日	使用された期間	昭和63年 4 月 から 平成13年 10 月 まで
使用者の商号又は名称	株式会社東京解体興業				
職 名	実 務 経 験 の 内 容				実 務 経 験 年 数
工事主任	「◎◎邸解体工事」、木造（2階建て）建築物の解体 他〇件				平成5年 4 月から平成5年 12月まで
〃	「〇〇ビル解体工事」SRC（3階建）構造物の解体 他〇件				平成6年 1 月から平成6年 12月まで
工事係長	「◇◇マンション解体工事」RC造（4階建）建物解体 他〇件				平成7年 1 月から平成7年 12月まで
〃	「××邸解体工事」軽量鉄骨（3階建）建築物の解体 他〇件				平成8年 1 月から平成8年 12月まで
〃	「☆☆邸解体工事」木造（平屋）建築物の解体 他〇件				平成9年 1 月から平成9年 12月まで
工事課長	「▽▽工場解体工事」鉄骨（5階建）構造物の解体 他〇件				平成10年 1 月から平成10年 12月まで
〃	「□□邸解体工事」プレハブ（2階建）建築物の解体 他〇件				平成11年 1 月から平成11年 12月まで
〃	「★★邸解体工事」木造（2階建）建築物の解体 他〇件				平成12年 1 月から平成12年 12月まで
工事長	「◆◆倉庫解体工事」軽量鉄骨（3階建）建築物の解体 他〇件				平成13年 1 月から平成13年 10月まで
					年 月 から 年 月 まで
					合計 満 8 年 7 月
使用者の証明を得ることができない場合	その理由				証明者と被証明者との関係 社 員

記入要領

- この証明書は、被証明書1人について、証明者別に作成すること
- 解体工事に従事していた直近の8年分については、
「実務経験の内容」の欄には、その他の主な工事を1件記入し、その工事名、解体した建築物等の構造物を具体的に記入し、その他の工事は、「他〇件」として1年分を1行にまとめて記入

(4) 登録申請者の調書の記入要領と記入例

- ① 「登録申請者の調書」は、登録申請者が法人である場合には、法人としての「本人」の調書（法人の沿革）と「法人の役員」の調書を作成します。「法人の役員」の調書は解体工事登録申請書の「役員の氏名及び役名」等の欄に記入した役員全員について作成します。
- また、登録申請者が個人である場合には、申請者本人（法定代理人を含む。）の調書を作成します。
- ② 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 については、不要のものを消します。
- ③ 「現住所」「氏名」「生年月日」の各欄には、その書面において略歴を記そうとする者について記入します。
- ④ 「賞罰」の欄には、解体工事等に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入します。該当する賞罰がない場合には、「なし」と記入します。

・法人の場合の「本人」の記入例
(法人の沿革)

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 の調書

現住所	郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 東京都千代田区霞が関 □-□			電話番号 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 商号、名称又は 氏名	カブシキガイシャ トウキョウカイタイコウギョウ 株式会社 東京解体興業	生年月日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
	平成19. 2. 1	設立 解体工事の営業を開始		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 株式会社 東京解体興業 氏名 東京 太郎 代表 者印				

備 考

1 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

法人の場合の「法人の役員」の記入例
別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 $\left[\begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員} \\ \text{本 定 代 理 人} \\ \text{法 定 代 理 人 の 役 員} \end{array} \right]$ の調書 (A4)

現住所	郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 東京都新宿区若葉町〇-〇-〇			電話番号 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 商号、名称又は氏名	トリ キョウ タロウ 東 京 太 郎	生年月日	昭和55年10月10日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		な し		氏名を記した者の印
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 東 京 太 郎 印				

法人の場合の「顧問」の記入例
別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 $\left[\begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員} \\ \text{本 定 代 理 人} \\ \text{法 定 代 理 人 の 役 員} \end{array} \right]$ の調書 (A4)

現住所	郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 東京都港区虎ノ門〇-〇-〇			電話番号 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 商号、名称又は氏名	シ シュク タロウ 新 宿 太 郎	生年月日	昭和33年12月29日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		な し		氏名を記した者の印
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 東 京 次 郎 印				

個人の場合の「本人」の記入例
別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 $\left[\begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員} \\ \text{本 定 代 理 人} \\ \text{法 定 代 理 人 の 役 員} \end{array} \right]$ の調書 (A4)

現住所	郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 東京都中央区日本橋●-●-●			電話番号 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 商号、名称又は氏名	ニ ホ ハシ ノ スケ 日 本 橋 之 介	生年月日	昭和60年11月20日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
				氏名を記した者の印
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 日 本 橋 之 介 印				

備 考

1 $\left[\begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員} \\ \text{本 定 代 理 人} \\ \text{法 定 代 理 人 の 役 員} \end{array} \right]$

については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

(4) 役員等氏名一覧表記入例

役員等氏名一覧表

太枠内のみ記入してください。

(フリガナ)	カヅシキガイシャ	トウキョウカイタイコウギョウ
申請者	株式会社	東京解体興業

解体工事業登録番号

第 号

都 受付日 / /
記
入

受付番号

担当者 No.

役員等の氏名・性別	生年月日	役員等の氏名・性別	生年月日
フリガナ トウキョウ タロウ	M T S H 55年10月10日	フリガナ シンジユク タロウ	M T S H 33年12月29日
東京 太郎 (男) 女		新宿 太郎 (男) 女	
フリガナ トウキョウ ジロウ	M T S H 32年5月10日	フリガナ シンジユク ジロウ	M T S H 37年4月5日
東京 次郎 (男) 女		新宿 次郎 (男) 女	
フリガナ ヨドバシ カズオ	M T S H 45年12月18日	フリガナ ヨドバシ ツグオ	M T S H 54年6月18日
淀橋 一男 (男) 女		淀橋 次男 (男) 女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男 女		男 女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男 女		男 女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男 女		男 女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男 女		男 女	

- 注1 「役員等」とは、申請者が法人の場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第22条第3項に規定する役員、顧問、相談役、株主等を、個人の場合には、事業主・支配人をいいます。
- 注2 登録の新規・更新の際に、役員等を全員記載してください。
- 注3 役員等の変更届の際は、新たに就任した者のみを記載してください。

(5) 解体工事業登録事項変更届出書の記入要領と記入例

- ① 解体工事業者として登録を受けた後、登録申請時の事項に変更があった場合は、「解体工事業登録事項変更届出書」により登録事項の変更を届け出ます。この届出は、変更があった日から30日以内に行わなければなりません。また、変更があった事項に応じた書面を添付しなければなりません。
- ② 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ③ 「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入します。
- ④ 「変更前」及び「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入します。
- ⑤ 「変更年月日」の欄には、変更のあった実際の日付を記入します。

別記様式第6号（第6条関係）

(A4)

解体工事業登録事項変更届出書 この届出書により、次のとおり変更の届出をします。 平成 年 月 日			
東京都 知事 殿		届出者 東京 太郎	
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ トウキョウカイタイコウギョウ 株式会社・東京解体興業		
住 所	郵便番号（〇〇〇－●●●●） 東京都新宿区西新宿□－□ 電話番号（03）〇〇〇〇－〇〇〇〇		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	トウキョウ タロウ 東 京 太 郎		
登 録 番 号	東京都知事（登一〇）第〇〇号		
登 録 年 月 日	平成〇年 〇月 〇日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
役員の氏名	東京 次郎(常勤)	東京 八郎(非常勤)	平成18年4月1日
技術管理者の氏名	分別 寛三	資元 行夫	平成18年4月1日

(6) 建設業許可取得通知書の記入要領と記入例

- ① 解体工事業者として登録を受けた後、建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合は、東京都知事に「建設業許可取得通知書」によりその旨を届け出ます。
- ② 「東京都知事（登一 ）第 号」には、現に受けている解体工事業者登録番号を記入します。
- ③

土 木 工 事 業
建 築 工 事 業
とび・土工工事業

 については、不要のものを消します。

(7) 解体工事業廃業等届出書の記入要領と記入例

- ① 解体業者として登録を受けた後、法第27条のいずれかの事項（P 4 (4)「廃業等の届出」）に該当する場合には、「解体工事業廃業等届出書」により廃業の旨を、30日以内に届け出なければなりません。これに該当する事項に応じた書面を添付しなければなりません。
- ② 申請者は、該当する事項の届出を行う者の氏名を記入します。
- ③ 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。

第4号様式（第6条関係）

（A4）

解体工事業廃業等届出書 この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。 平成 年 月 日 東 京 都 知 事 殿 届出者 都 一 郎 ㊟	
(フリガナ) 商号、名称又は氏名	ミヤコ イチタロウ 都 一 太 郎
住 所 (法人である場合は、 事務所の所在地)	郵便番号（○○○－●●●●） 東京都新宿区西新宿□－□ 電話番号（03）○○○○－○○○○
法人である場合の (フリガナ) 代表者の氏名	
登 録 番 号	東 京 都 知 事 (登一 ○) 第 ○ ○ 号
登 録 年 月 日	平成○年 ○ 月 ○ 日
事業主の死亡	

（日本工業規格A列4番）

解体工事業者登録簿の閲覧

解体工事業者登録簿の閲覧ができます。

閲覧場所：都庁第二本庁舎 3 階南側 建設業課閲覧窓口

閲覧時間：午前 9：00 から午後 4：30 まで（土日、休日を除く。）

手数料：無料

解体工事業者登録証明書の発行

登録通知書を紛失した場合などで、解体工事業者として登録されていることを証明したい場合は、解体工事業者登録証明書の発行を申し込むことができます。発行場所にて申込用紙を提出してください（申込用紙は発行場所にあります。）。

発行場所：都庁第二本庁舎 3 階南側 建設業課証明窓口

発行時間：午前 9：00 から午後 5：00 まで（土日、休日を除く。）

手数料：1 通につき、400 円（現金）

変更届等の郵送受付

（1） 郵送できる書類

P 8 に記載されている変更及び廃業並びに抹消の届出

（2） 提出書類

正本、副本各 1 部及び添付書類

（3） 注意事項

ア 送料は、申請者の負担となります。

イ 受付後副本等を送付しますので、返信用の封筒を同封してください。

※返信用封筒に、郵送料に見合った切手を忘れずに貼付願います。

申請書類の入手案内

都庁構内用紙販売所及び法令用紙取扱店等で購入してください。

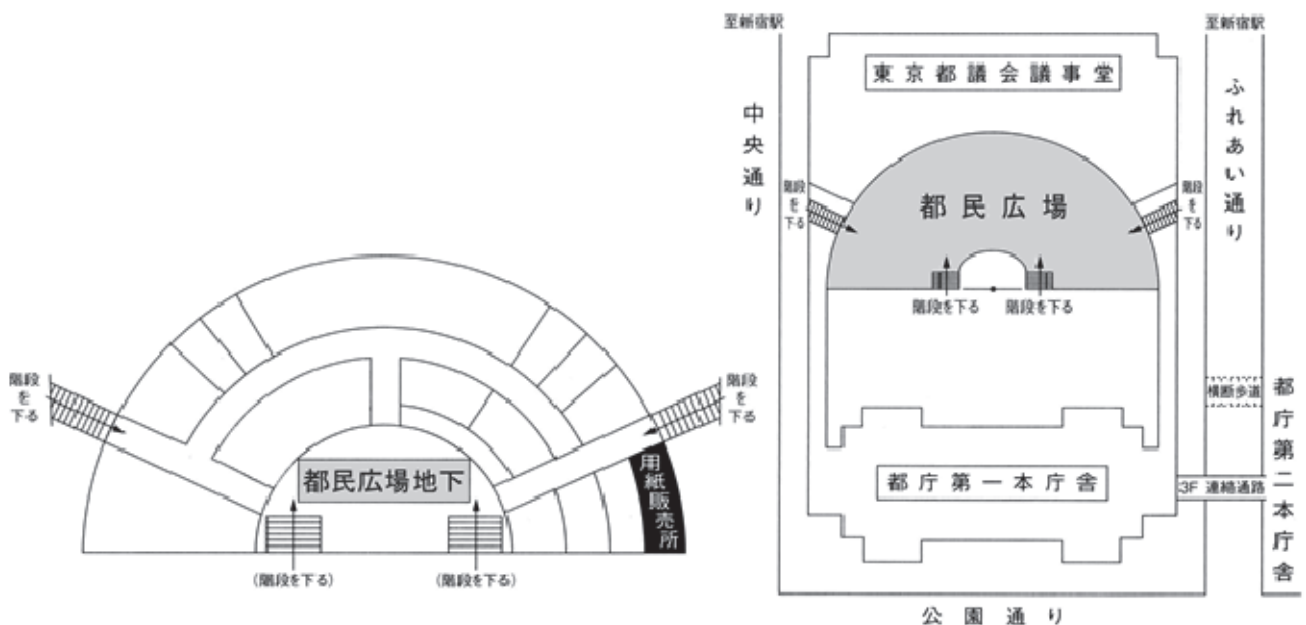
なお、東京都都市整備局のホームページ（<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>）からもダウンロードすることができます（下記参照）。

（A4の用紙に出力してご使用ください。）

構内案内図 （財）東京都弘済会 用紙販売所

営業時間 9：00～5：00 電 話 03-5381-6335（直通）

ご 案 内 図



※ 申請書類のダウンロード方法

インターネット検索エンジン（Yahoo!、goo、Google、excite、Infoseekなど）で

「東京都都市整備局」と入力
↓
東京都都市整備局ホームページ
↓
申請様式（ページ上部）
↓
解体工事業登録関係
↓
手引及び各種様式のダウンロード

印刷物規格表第3類

印刷番号(26) 139

解体工事業者登録申請等の手引

発 行 平成27年3月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
TEL(直通) 03-5388-3353~3355
印 刷 株式会社サンワ
東京都千代田区飯田橋 2-11-8
TEL 03-3265-1816

本書は再生紙を使用しています。



古紙配合率70%再生紙を使用しています